

安全運転管理者の業務の拡充に関する Q&A(酒気帯びの有無の確認)の県警 ホームページ掲載のお知らせ

道路交通法施行規則の一部改正する内閣府令が公布され、安全運転管理者の業務のうち、

- 運転者の酒気帯びの有無について確認を行うこと
の規定は、4月1日から
- アルコール検知器の使用に係る規定は、10月
1日から

それぞれ施行されることになりましたが、具体的事項について多くの質問が寄せられているところです。

これに関し、新潟県警では、

安全運転管理者の業務の拡充

「酒気帯びの有無の確認」

～ Q & A ～

を作成し、県警ホームページに掲載しましたので、お知らせします。

掲載場所は、「県警トップページ」から入り、

「各種申請手続き(交通関係)」



「安全運転管理者制度及び講習について」



「安全運転管理者の業務の拡大に関するQ&A」
です。

県内の安全運転管理者選任事業所におかれましては、業務形態に応じた実効性のある管理を柔軟に推進いただきますようお願いいたします。